

2012年度 国際政治 最終試験講評

I. 今回の問題文

今回の問題文は、当日配布した通りですので省略します。そちらを参照しながら、以下の講評を読んでください。

II. 採点の基準について

問題1. について、ポイントとなるのは「なぜ総会ではなく、安保理が中心となって対応しているのか」という点です。つまり「総会が対応しない理由」を明記することが高得点の条件であり、単に「安保理が対応している理由」だけを書いたとしても、質問に十分に答えていないということで、それほど良い評価にはなりません。また、2. 以下についても同じことが言えますが、「憲章〇〇条により」と根拠を明確にすることも重要です。この1. については、憲章12条と24条の双方に言及することが高評価の必要条件となりますが、24条の代りに39条（または第7章）を根拠としても、それなりに点数をつけています。

問題2. に関しては、根拠条文は第41条と第42条です。ただし当然ですが、問題文に「法制度的に、どのような種類の制裁を科することができるか」と書いてあるわけですから、答えも当然「〇〇〇のような制裁を科することができる」と具体的に述べなければなりません。とはいっても、別に難しいことを言っているわけではなく、41条と42条の条文を転記または要約すれば、それでよいのです。また問題文にある「制裁」は、この文脈では当然「強制措置／集団的措置」を意味していますので、41条と42条以外の条文による安保理の対応（例えば第6章の各条に定められた措置）を取り上げても、まったく点数にはなりません。

問題3. については、要するに安保理常任理事国である中国は、憲章第27条に基づき、単独でその決定を阻止する権限（拒否権）を有していることを、きちんと説明できるかどうかを確認しています。「※解答に際しての注意」のa.にある通り、政治的な理由については言及しても評価しない旨を述べていますので、北朝鮮と中国が親密な関係にあるとか、地理的に近接しているとかいった事情は、書いても一切、点数評価をしていません。

問題4. の(1)は、憲章25条に言及できるかどうかのポイントです。2条や48条は、それに類する規定にはなっていますが、あくまで原則論であったり、周辺的な規定ですので、これらを根拠としても、さほど高く評価はしていません。また答案として非常に目立ったのが43条を根拠としたものですが、この条文を良く読めば（あるいは講義をよく聞いていれば）すぐ判るように、43条により、日本が武力制裁への参加をすぐに義務づけられることはありません。なぜなら同条は「安全保障理事会の要請に基づき且つ一又は二以上の特別協定に従つて」兵力などを供与すべしと明言しています。つまり、この特別協定を結んでいない国には、国連に兵力の供与をする義務はありませんし、そしてわが日本は、そのような特別協定を結んでいません（というより、講義でも説明したように、過去に特別協定を結んだ国はひとつもありません）。したがって「安保理の要請があれば、ただちに日本は兵力を供与しなければならない、その根拠は憲章第43条である」というのは、明確に誤っています。

最後の問題4. の(2)については、講義で繰返し指摘した通り、憲章25条に基づいて日本は武力制裁への参加を義務づけられる可能性があるが、それは憲法9条と矛盾する可能性がある、という点が眼目となります。それさえ論理的に、かつ憲法と憲章の条数に言及しつつ書けていれば、それなりの点数になるはずですが。

III. 実際の採点について

(1)各問ごとの個別評価

問題1. については、上記の基準にも書いた通り、「総会が対応しない理由」を明記していない答案が多数みられました。安保理が対応したほうが「良い」というのは、法制度的な根拠に基づくものではなく、政治的な判断に過ぎませんから、ここでの解答にはふさわしくありません。

問題2. については、とくに目立ったのが「まず40条を適用し、北朝鮮がそれに応じなかった場合には41条を、それでもだめなときには42条を適用する」という答案です。条文を素直に読めば判りますが、安保理は40条を飛び越して、41条や42条をいきなり適用することも可能ですので、上記のような答案は不正確といえます。

問題3. に関しては、他の問題に比べるとよく書けているものが多かったのですが、それでも拒否権とはまったく見当ちがいの、政治的な理由を書いた答案なども散見されました。また条文などに言及せず、ただ「中国は拒否権をもっているから」とだけ書いたような答案もありましたが、論述答案としては十分な説明とはいえませんので、やはり減点しています。

問題4. については、上述の通り(1)で憲章43条を根拠とした答案が、非常に多く見られました(できの悪い解答例でも出回ったのでしょうか)。また44条以下を根拠としたものも少くありませんでしたが、いずれも見当ちがいの解答と言わざるをえません。(2)についてはほとんどの人が解答できていましたが、中には見当ちがいのものも見られました。

(2)全体的なチェック

①次に全体的な評価を下すにあたり、下記の諸点に留意しつつ、答案全体のチェックを行いました。

1. 設問に対して、きちんと解答をしているか。

→問題文をきちんと読んでいない答案は、大きく減点しています。また「※解答に際しての注意」を無視して、政治的な理由を書き並べたり、また必要もないのに、条文をひたすら引用しつづけたりした答案も、大きく減点してあります。

2. 論旨の明快さや論理性が、大学生にふさわしい水準に達しているか。

→論述問題を採点する際に重視されるのは、「記述の論旨が明快かどうか」です。したがって、一読して「何が言いたいのか、よく意味の分らない」答案は、論理性が不十分と判断して減点しました。

②さらに、以下のようなポイントをきちんと押えているか、チェックしました。

1. 解答の分量が不足していないか。反対に無駄な記述が含まれていないか。

試験時間は80分あるわけですから、それなりに分量が書かれていないと、全体としての評価はさがります。また出題と無関係の事柄がいろいろ書かれている場合も、やはり評価は下ります。「書いておけば損にはなるまい」と考えたのかもしれません。結局「何が言いたいのか、よく意味の分らない」答案になるだけですので、全体としての印象は悪くなります。「求められる知識を、論理的に、かつ過不足なく書く」ことを心掛けて下さい。

ちなみに書き終わっていない「未完結の答案」も、採点はしましたが、それなりに減点してあります。

2. 「基本的なミス」を犯していないか。

たとえば、現在の北朝鮮が国連非加盟国であるとか、日本が安保理の常任理事国であるとか、基本的な事実について誤認しているものについては、それなりに減点しました。

③最後に、誤字脱字など、形式的なミスについてチェックをし、あまりに酷いものについては減点しました。

こう書くと必ず、「読めればいいのではないですか」といいます学生が出てきますが、それでは同じように、誤字脱字だらけの履歴書やエントリーシートを、就職活動で提出したら、どういう結果になるかを考えてください。試験中は辞書を引けないので、ある程度までは大目に見ますが、あまりに酷いものは、減点の対象としています。

また問題文や国連憲章に書かれている漢字を写し間違えているような答案は、さらに大きく点を引いています。たとえば「観(勸)告」「借(措)置」「案(安)全保証(障)」「人口衛生(人工衛星)」「粉(紛)争」「推(維)持」「加名(盟)国」といった誤字は、「自分は問題文や条文を右から左に書き写すという『子供でもできる作業』を、20歳を過ぎてもまともにできない人間である」と宣言しているに等しいので、厳しく減点しました。みなさんが1年生のころから繰返し言っていることですが、答案を書きあげたら、かならず見直しをするようにしてください。

ちなみに接続詞として「なので、」から書き始める文(例:AはBである。なので、CはDである。)もよくみかけましたが、正式な文章において、文頭に「なので」を置くのは、まだ一般的ではありません。

今回は減点しませんでした。就職の書類などで書くのは危険ですので、使用しない方が無難です（あと15年たてばどうなるか判りませんが）。代りに「そのため」「したがって」「ゆえに」などを使って下さい。

また枚数は多くありませんでしたが、「です・ます」調と、「だ・である」調が混在している答案もありました。これも減点対象です。論述答案における基本中の基本ですから、とくに気をつけて下さい。

(4)その後、加減点や裁量点なども合算して、最終的な成績を算出しました。答案がボロボロでも、加減点のおかげでS評価になった人がいる一方、答案そのものは素晴らしいのに、加減点によりCになってしまった人もいます。したがって、成績表にSがついていたとしても慢心せず、またCだったとしてもガッカリせず、今後もよい答案が書けるよう、精進して下さい。

なお自分の答案について、より詳しいコメントや指導を希望するひとは、sito@cc.matsuyama-u.ac.jpまで連絡をもらえれば随時対応します。

3. 成績分布について

①履修登録者全体（講義に一度も出席しなかった者も含む）における成績分布

S：17.1% A：13.5% B：11.9% C：12.3% X：18.3% 無資格・欠席：27.0%

②最終試験受験者における成績分布

S：23.4% A：18.5% B：16.3% C：16.8% X：25.0%

4. 解答例

1. 北朝鮮によるロケット発射は、日本をはじめとする近隣諸国ばかりでなく、アメリカなどからも「国際の平和と安全」に対する脅威とみなされた。そのため、この「国際の平和と安全」の維持を、組織の第一の目的とする国際連合が、この問題を取り上げるようになったが、国連憲章第 24 条によれば、国連加盟国は、そのための主要な責任を安全保障理事会に負わせている。他方、国連総会についてみると、憲章第 12 条は、安保理が憲章上の任務をいずれかの紛争又は事態に対して遂行している場合は、安保理の要請がないかぎり、いかなる勧告もしてはならないと定めている。したがって今回のロケット発射に関して、総会ではなく、安保理がその対処に当たっているのである。
2. 国連憲章第 39 条は、今回のロケット発射を、平和に対する脅威や平和の破壊にあたる行為であるかどうかを決定する権限を安保理に付与している。そしてそのような決定を下した場合、安保理は国際の平和と安全の回復を図るために、勧告をし、あるいは憲章 41 条および 42 条にしたがって、必要な強制措置（制裁）を講じることができる。具体的には非軍事的措置として、経済関係及び運輸通信手段の中断、外交関係の断絶を行うことができるし（41 条）、それでは不十分と事前または事後に判断される場合には、軍事的措置として陸海空軍による行動をとることもできる（42 条）。
3. たしかに問題文にもある通り、安保理の決定には 15 の理事国のうち 9 か国の賛成があればよい。ただし非手続き事項に関しては、その賛成国の中に、中国を含む 5 つの常任理事国すべてが含まなければならない（第 27 条 3 項）。しかるに今回のロケット発射問題に対して、アメリカなどがより強力な制裁を北朝鮮に科することを求めたのに対して、中国は難色を示している。かりに安保理が制裁強化を採決に付したとしても、これでは中国が反対票を投じ、結果として否決されることになるであろう。安保理の各理事国はそうように考えたので、昨年未だに、具体的な追加措置をとることができなかつたのである。
4. (1) 国連憲章 25 条は、すべての国連加盟国に対して、安保理の決定を受諾し履行することを義務づけている。これは当然、国連加盟国のひとつである日本にも適用される。そのため、安保理が北朝鮮に対して強力な制裁を科することを決めた場合、日本はそれに従う義務を負っている。
(2) この「強力な制裁」が、仮に憲章 42 条に基く「軍事的措置」であり、また日本がそれに参加することを安保理が要請してきた場合、日本は国内法上、重大な矛盾に直面する可能性が高い。なぜなら、日本国憲法第 9 条と、それにまつわる政府解釈をみると、日本は憲法上、国連の軍事的措置（武力制裁）に自衛隊を参加させることができないとされている。しかるに国連憲章 25 条は、すべての加盟国に対して、安保理の要請にしたがうことを義務づけている。そのため、憲法を遵守すれば国連憲章違反を問われ、逆に憲章にしたがって安保理の要請を受諾し履行すれば、憲法違反に問われる可能性があるのである。

以 上 (1256 字)

※これはあくまでも「解答例」であり、この通りに書かねばならないわけではない。